

審 査 基 準 表
(令和7年度食品ロス実態調査業務委託)

審査項目	審 査 内 容	配点	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10	30
	仕様書を踏まえた内容で目的が達成される企画となっているか。	10	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	10	
独創性	提案内容に新しいアイデアが提案されているか。	5	5
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10	10
経済性	配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額により加算	10	10
実績	本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	5
合 計		60	60

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 審査員は評価点を集計して順位を決定する。
- (3) 各審査員の評価点を集計の上、最高得点を得た者を選定する。
なお、点数が同点の場合は、1位に選んだ審査員の数が多い業者を選定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】 ※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案